

令和元年12月12日

広島市議会議長
山田春男様

提出者
広島市議会議員

宮崎誠克 碓氷芳雄

太田憲二

第106号議案 指定都市高速道路の整備計画の変更に係る同意についてに対する付帯決議案

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

第106号議案 指定都市高速道路の整備計画の変更に係る同意について
に対する付帯決議案

広島高速道路の整備は、山陽自動車道などの広域的な幹線道路と接続し、本市が広島都市圏の経済観光などの発展に寄与することを目的に、自動車専用道路のネットワークを整備するための重要な事業である。

しかしながら、事業主体である広島高速道路公社は、高速5号線シールドトンネル工事の執行に当たり、本来必要となる工事費についての十分な検証を行わないまま、契約の成立を優先させ、その結果、当初契約に比べて極めて大幅な増額となる整備計画の変更をするに至った。

今回露呈した不適切な契約は、決して納得のいくものではないが、第三者委員会の報告書の内容を重く受け止め、現時点で、まず最優先に考えることは、より具体的な再発防止策を講じ、広島高速道路公社の改革、透明性の向上及び契約の健全化を図ることにより、広島高速道路公社における組織の抜本的な改革を速やかに実行に移すことである。

一方、広島高速道路公社の設立団体である広島市は、結果として、広島高速道路公社を指導監督する責任を十分に果たしたとは言えず、この度の事態を重く受け止め、この整備計画の推進に当たり、二度とこのようなことが起こらないよう、下記の事項を広島高速道路公社に指導徹底することで、指導監督する責務を果たしていくよう、強く求めるものである。

記

- 1 今後、適切な契約の履行が行えるよう強いセキュリティ対策を持った監視委員会を設置すること。
- 2 二度とこのような事態を起こさないため、広島高速道路公社の意識改革、業務執行体制や組織体制等の改善に努めること。
- 3 広島高速道路公社全体の技術力向上のための体制づくりを図ること。
- 4 再発防止策について、改善が必要となった場合は、逐次、改善策を講じるとともに、継続的に、再発防止策の実施状況を議会へ報告すること。

以上、決議する。

令和元年12月 日
広島市議会